

令和元年台風第19号等に係る被災中小企業施設・設備整備 支援事業資金貸付制度のご案内

(高度化スキームによる貸付制度)

宮城県

[制度の概要]

- 令和元年台風第19号、第20号及び第21号（以下、「令和元年台風第19号等」という。）による災害からの復興のための措置であり、一定の要件を満たす方がご利用できる制度です。
- 令和元年台風第19号等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画の認定を受け、復旧・復興を目指す中小企業者の方に対し、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「実施機関」という。）を通じて無利子で貸付を行うことにより、県内産業の復旧及び復興を促進します。

《事業全般に関するお問い合わせ》

宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話 022-211-2765

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kifuku/>

《申請先（実施機関）》

公益財団法人みやぎ産業振興機構

産業経営支援部 金融支援課

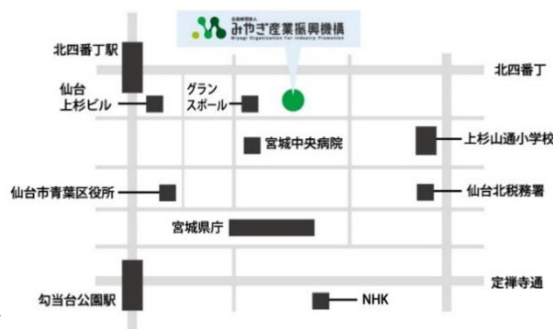
〒980-0011

仙台市青葉区上杉1丁目14-2

宮城県商工振興センター 3F

電話 022-225-6636

URL <https://www.joho-miyagi.or.jp/>



1 貸付の対象となる方

次の事業によって復旧・復興に取り組む方が対象です（下記以外の方はご利用いただけません）。

○令和元年台風第19号等による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業

対象者 当該補助事業に係る復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループ及び当該グループを構成する者のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に掲げる中小企業者に限ります。（※中小企業者以外の大企業などは対象になりません。）

◆◆以下の場合には対象外となります◆◆

- ・破産等の手続き中の場合
- ・手形・小切手の不渡がある場合及び取引停止処分を受けている場合
- ・信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合
- ・融通手形操作等を行っている場合
- ・多額な高利借入を利用している場合
- ・債務超過等により、事業継続が困難な場合
- ・税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ・暴力的不法行為が介在する場合
- ・風営法第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者の場合（同条第1項第1号に掲げる料理店及び第5号に掲げるゲームセンター等を除く。）

2 貸付の対象となる物件

■ 「原則として資産計上される建物、構築物又は設備であって、審査にて認める物件」となります。

⇒ 取得・整備する物件が、資産計上可能か事前に税理士の方などにご確認ください。後日行う検査において必要な資産計上がなされていない場合、貸付金を一括で繰上げ償還していただくこととなります。

■ 1の復興事業計画に従って行う事業の用に供するものが対象となります。

（補足）

- ・原則として、被災した施設・設備を原形に復旧すること若しくは同一の設備を導入するために必要な経費又は商業機能の復旧促進に必要な経費が対象となります。ただし、困難な場合には、従前の効用を復旧するために必要な施設又は設備に要する費用とすることができます。
- ・中古施設・設備の場合は、時価を上回らない額であって、当該施設の買い取り額、施設の取得・維持に関する諸費用等から判断して妥当と認められる額となります。
- ・すでに支払いが完了している経費も貸付の対象となります。ただし、当該経費を金融機関等から設備資金として既に借り入れている場合は、本貸付金が交付された後に、金融機関等に繰上げ償還していただきます。なお、1の事業完了後1年以上経過してから申請する場合、貸付対象金額は、金融機関等からの借入金のうち、本貸付申請時の残債の範囲内となります。また、個別の状況を確認した上での対応となりますので、詳しくはご相談ください。

◆◆以下の物件は対象外となります◆◆

- ・県外に設置されるもの
- ・第三者に対する長期間（1年以上）の賃貸を目的とするもの
- ・仮設事務所の建設
- ・土地
- ・運転資金
- ・什器

4 審査

(1) 審査者

実施機関，県，独立行政法人中小企業基盤整備機構の三者により実施します。

(2) 審査方法

書類審査（申込書及び添付資料），代表者の方との面談，現地調査により行います。

(3) 審査基準

制度要件の適合性のほか，以下の視点から行います。

■ 償還可能性 ■ 事業の継続性 ■ 投資内容の妥当性

(4) その他

審査の結果，ご要望に沿えない場合がございます。

5 申請以降の標準的な手続きと流れ



※ 資金繰りの状況等，個別の状況を確認した上での対応となりますので，詳しくはご相談ください。